



厚生労働省

沖縄労働局  
Okinawa Labour Bureau

平成 26年 10月 27日

【照会先】

労働基準部健康安全課  
課長 夏井智毅  
労働衛生専門官 梅澤 栄  
電話:098 (868) 4402

【お知らせ】

## 改正労働安全衛生法の施行期日について

第186回通常国会において成立し、平成26年6月25日に公布された、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)の施行期日はその内容ごとに公布の日から起算してそれぞれ6か月、1年、1年6か月又は2年を超えない範囲内において政令で定める日とされていましたが、この度その一部について平成26年10月1日付政令により定められました。

詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki-junkyoku/0000064468.pdf> (クリックしてください)

改正内容

- 化学物質のリスクアセスメントの実施
- ストレスチェック及び面接指導の実施
- 受動喫煙防止措置の努力義務
- 重大な災害を繰り返す企業への対応
- 外国に立地する検査機関の登録
- 第88条第1項に基づく届出の廃止
- 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定

施行期日

(別途制定する)

平成27年12月1日

平成27年6月1日

平成26年12月1日

※ 関連参照

※<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki-junkyoku/0000060032.pdf>